

第4章 障がい児福祉サービスの見込量



1. 障がい児通所支援

(1) 児童発達支援

〈サービスの内容〉

○集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・療育の必要な児童が、十分な療育支援を受けることができるようサービス提供体制の充実を図ります。

サービス利用対象者

療育の必要があると認められる未就学児を対象とします。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	人日／年	4,137	4,889	5,652	6,600	7,260	7,620
利用者数	人／年	1,080	1,128	1,200	1,320	1,452	1,524

※年間延べ利用日数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

※障がい児通所支援の量の見込みの単位「人日」＝「月間の利用人員」×「一人一月あたりの平均利用日数（利用率を加味）」

(2)居宅訪問型児童発達支援

〈サービスの内容〉

○児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援をするサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・サービス利用者がいないものと見込んでいますが、サービスの利用希望が生じたときに適切な提供ができるようサービス提供事業所の確保に努めます。

サービス利用対象者

AまたはBかつCを対象とします。

A：重度の障がいの状態（法定事項）

B：(a) 人工呼吸器を装着している状態、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合＝医療的ケア児

(b) 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合

C：児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある児童（法定事項）

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	人日／年	39	67	0	60	60	60
利用者数	人／年	12	12	0	12	12	12

※年間延べ利用日数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

(3)放課後等デイサービス

〈サービスの内容〉

○小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に就学している障がいのある児童について、学校の授業終了後や夏休み等に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・療育の必要な児童が、十分な療育支援を受けることができるようサービス提供体制の充実を図ります。

サービス利用対象者

授業終了後や休業日等に療育が必要であると認められる就学児を対象とします。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	人日／年	21,108	23,712	28,524	34,950	40,650	48,000
利用者数	人／年	1,692	1,980	2,340	2,796	3,252	3,840

※年間延べ利用日数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

(4) 保育所等訪問支援

〈サービスの内容〉

○保育所、その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がいのある児童について、療育の専門スタッフが保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービスです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・量の見込みと利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・湖南圏域の児童発達支援センターを通じた広域的な対応により利用調整を図りながら、サービス提供事業所の確保に努めます。

サービス利用対象者

保育所やその他の集団生活等を営む施設に通う児童で、その施設を訪問し、専門的な支援を受ける必要があると認められる障がいのある児童を対象としています。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
量の見込み	人日／年	78	100	147	216	336	480
利用者数	人／年	52	77	60	72	84	96

※年間延べ利用日数、年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

(5)障がい児相談支援

〈サービスの内容〉

○障がい児通所支援を利用する障がいのある児童について、心身の状態、置かれている環境、サービスの利用に関する意向等を聞きながら、サービス等利用計画を作成するものです。

◆今後のサービス見込量と確保策◆

- ・利用者数については、令和5年度時点の実績見込みを基準に変化率推計を採用しています。
- ・療育の必要な児童が十分な療育支援を受けることができる相談支援体制を整えるため、自立支援協議会において、相談支援専門員の質的向上を図ります。

サービス利用対象者

障害児通所支援を利用するすべての障がいのある児童を対象とします。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
利用者数	人／年	180	168	182	185	208	224

※年間延べ利用者数、令和5年は7月までの実績に基づく推計

(6)医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

〈サービスの内容〉

○医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
配置数	人／年	0	0	0	圏域で設置を検討		